

渡辺病院介護医療院

センテナリアンハウス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人明和会医療福祉センターが設置する渡辺病院 介護医療院センテナリアンハウス（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図る。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（鳥取市条例第20号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 渡辺病院介護医療院 センテナリアンハウス
 - (2) 所在地 鳥取県鳥取市東町3丁目307番地
- (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は別紙のとおりとする。

(介護医療院の入所定員)

第5条 施設の入所定員

I型療養床の入所定員：センテナリアン26名

(介護医療院サービスの内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療
- (3) 入浴
- (4) 排せつ
- (5) 褥瘡の予防

- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
- (8) 機能訓練
- (9) 相談、援助
- (10) レクリエーション行事

(利用料等)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第21号)によるものとする。

- 2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、別紙に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
- 3 前項(1)及び(2)について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間内には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(衛生管理等)

第10条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、食中毒又は感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師に連絡を行い必要な措置を講ずる。

2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

(協力病院等)

第12条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を次の通り定めるものとする。

- ・渡辺病院

(非常災害対策)

第13条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を得るものとする。

(院内事故に関する事項)

第16条 施設内での事故を防止し、安全かつ適切な医療及び介護の提供体制を確立するため、院内安全管理委員会を設置する。事故が発生した際は分析を行い、改善策を協議する場とする。

(委員会の担当者、構成員及び組織詳細は別に定める)

委員会の主な目的

- (1) 院内での事故原因及び防止方法、改善方法についての検討及び提言
- (2) 「ハットヒヤリ報告」「事故報告」の内容分析及び必要事項の記入
- (3) 委員会において決定した事故防止及び安全対策に関する事項の周知徹底
- (4) 職員に対する「ハットヒヤリ報告」「事故報告」の積極的な提出の励行
- (5) その他医療事故防止に関する必要事項

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため担当者を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第19条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人明和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

一部改訂 令和 3年 4月 1日

『(院内事故に関する事項) 第16条 全文追加』

『(虐待防止に関する事項) 第17条 23字以降「担当者を設置し、」7字 追加』

一部改訂 令和 6年 4月 1日

『(協力病院等) 第12条 協力医療機関を「渡辺病院」へ変更』